

仕様書（心電図描写 安佐北区）

1 業務名

令和7年度定期健康診断に係る心電図描写業務（安佐北区）（単価契約）

2 業務内容

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく、安佐北区の広島市立の小学校、中学校、中等教育学校及び幼稚園において行う定期健康診断に係る心電図描写業務

3 描写対象者（幼児児童生徒）

小学校	中学校	高等学校	幼稚園
1年生全員及び学校における内科検診等により心電図検査が必要と認められる者			幼稚園における内科検診等により心電図検査が必要と認められる者

※ 中学校には中等教育学校前期課程を含む。また、高等学校は中等教育学校後期課程を指す。

4 実施予定者数

単位：人

検査対象区域	小学校	中学校	高等学校	幼稚園	合計人数
安佐北区	937	1,112	120	0	2,169

※ 中学校には中等教育学校前期課程を含む。また、高等学校は中等教育学校後期課程を指す。

5 実施期間

心電図描写は、契約締結の日から同年6月30日までの間に実施すること。ただし、この期間内に心電図描写を受けることができなかつた者等がいる場合には、7月1日以降においても臨時に描写を依頼することがある。

6 実施日程の決定

- (1) 各園・学校の心電図描写の実施日程は、発注者が別途交付する「心電図描写 希望日一覧表」に基づき、受注者が各園・学校と調整のうえ、決定すること。なお、実施日程の決定にあたっては、なるべく各園・学校の希望を踏まえること。また、実施日に欠席により検査ができなかつたものがある場合には、当初決定した実施日程以外の予備日一日を各園・学校と調整のうえ決定し、実施すること。
- (2) 各園・学校ごとの実施日程が決定したときは、速やかに発注者に実施日程の一覧表を提出すること。

7 実施方法等（別紙「心電図描写の実施フロー」参照）

(1) 実施にあたって

- ア 業務の実施にあたっては、定期健康診断が学校教育活動の一環であり、本件業務が幼児児童生徒の健康に資する業務であることを十分認識し、適正に履行すること。
- イ 業務の実施にあたり、描写を行う医師、看護師又は臨床検査技師の氏名、資格、登録番号、登録年月日について、発注者の定める報告書により報告すること。

(2) 心電図描写の実施方法

- ア 12誘導法により心電図描写を行うこと。
- イ 幼児児童生徒（夜間学級除く）については、心電図自動解析装置により描写を行い、各年齢、性別に応じた小児用心電図判読プログラムを用いること。
- ウ 描写は、受注者の機器を使用して行うこと。また、描写を行う者は、医師、看護師又は臨床検査技師のいずれかの資格を有する描写に熟練した者で、かつ心電図の波形を判読できる能力を有する者とする。
- エ 胸部誘導の電極位置は特に正確を期すること。
- オ 心電図記録の際には、フィルターをできるだけ使用しないこと。
- カ 右胸心が認められる場合は、左右両方の心電図を記録すること。
- キ 検査対象者に、検査に対する不安や緊張感をいわずらに与えないよう配慮すること。
- ク 描写にあたっては、各園・学校が提出する心臓病調査票等を必要に応じて参考にすること（心臓病調査票等は、結果通知とともに各園・学校へ返却する。）。
- ケ 描写した心電図及び心臓病調査票等は、発注者が別途通知する判読機関が医師による判読を行うため、心電図を判読機関へ速やかに送付すること。

(3) 実施場所

心電図の描写は、受注者が各園・学校を巡回して実施すること。ただし、7月1日以降に臨時に描写を行う場合、緊急の描写を要する場合等は、受注者の施設における描写を依頼することがある。

(4) 各園・学校との連携等

- ア 業務の実施にあたっては、描写日時、描写対象人数、描写の準備事項等について各園・学校と十分連携を図り、円滑な心電図描写の実施に努めるとともに、描写に関する問い合わせ等については、受注者が責任を持って対応すること。
- イ 障害がある描写対象者がいる場合は、円滑な描写が実施できるよう、特に配慮すること。

(5) 判読機関との連携

- ア 業務を行うにあたっては、描写の方法、判読の日程、結果通知の方法等について、判読機関と事前に打ち合わせを行うこと。
- イ 判読機関が行う心電図の判読時に、実際に描写を行った技師等を出席させ、判読する医師か

らの質問等に答えること。

ウ 判読機関は、幼児児童生徒の判読の結果を受注者に通知する。

8 結果通知

以下の結果通知を検査実施後速やかに各学校・園に発送すること。

- (1) 異常所見が認められ、判読機関が精密検査（二次検査）が必要と判定した幼児児童生徒の保護者あての結果通知及び心電図（教職員分の結果通知は、判読機関が行う。）
- (2) 各学校長・園長あての、検査を実施した幼児児童生徒全員の検査結果の一覧

9 心電図の保管

描写した幼児児童生徒の心電図は6年間保管し、必要に応じて取り出せるようにすること。

10 精度管理

- (1) 受注者は、正確な描写を行うため、機器の点検整備を定期的に行うこと。また、外部精度管理調査への参加等により、描写技術の向上に努めること。
- (2) 受注者は、令和7年7月31日までに、精度管理報告書を提出すること。

11 実施報告書等

(1) 実施報告書

ア 受注者は、判読機関による判読終了後速やかに、発注者の定める実施報告書又はこれと同内容の実施報告書を2部作成し、各園長・学校長あてに送付すること。

イ 実施報告書については、実施報告書を各園長・学校長へ送付した日を検査終了年月日とすること。

(2) 実施人数一覧表

受注者は、各園・学校ごとの実施人数及び実施日を記載した実施人数一覧表を、令和7年4月から8月までの実施分を9月に、9月から11月までの実施分を12月に、12月から令和8年2月までの実施分を同年3月に発注者に提出すること。

(3) 各種集計表

受注者は、契約締結の日から令和7年6月30日までに終了した幼児児童生徒の検査に係る以下の項目について、発注者の定める様式により集計表を作成し、同年8月31日までに発注者に提出すること。

ア 一次検査受検数（校種別・区別）

イ 精密検査対象者数一覧

ウ 精密検査対象者割合

エ 個人別総合結果集計

なお、集計表の「精密検査対象者」とは、次の者を言う。

- 心電図検査で所見のあった者
- 心臓検診調査票で次の回答があった者
 - ・先天性心疾患、不整脈、心筋疾患、川崎病の既往がある者
 - ・過去、心臓病を疑う症状（動悸や失神、胸痛や息苦しさ等）があった者
 - ・血縁者に40歳以下で心臓病で急死した人がいる者

12 その他

上記に記載のない事項については、発注者・受注者の協議により決定する。

心電図描写の実施フロー



